妊婦健康診査（子宮頸がん検査）要精密検査者への対応

妊婦健康診査受託医療機関

【妊婦健康診査（初回）】 → ASC-US以上は要精検

・結果説明、精密検査の受診勧奨

・他の医療機関へ紹介する場合は
精密検査依頼書（様式1）を作成し、精密検査受診時に提出するよう説明

・精密検査費用を公費負担する市町の場合は、受診前に市町で手続きをするよう説明

A

B

C

精密検査費用を公費負担しない市町
加賀市、小松市、能美市、川北町、
白山市、かほく市、内灘町、
宝達志水町、珠洲市、能登町

精密検査を公費で負担する市町

精密検査受診券の発行

A 精密検査費用を公費負担する市町
七尾市、志賀町、中能登町

B 精密検査費用を条件付きで公費負担する市町
（他の検査項目で精密検査を受診済みの場合は対象外）
金沢市、野々市市、津幡町、羽咋市、輪島市、穴水町

精密検査実施医療機関

「精密検査結果報告書（様式1）」を妊婦健診受託医療機関、市町へ提出

※確定診断が産後になる場合は「確定診断結果報告書（様式2）」を提出

結果報告

妊婦健康診査受託医療機関

結果報告

市　町

・精検対象者名簿の作成

・精検結果の把握

・精検未受診者への受診勧奨

・結果報告がないものについては妊婦健診実施医療機関に結果報告依頼

※妊婦健診と子宮頸がん検診の担当部署で情報共有